

武豊町中小企業者等振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の振興について、基本理念を定め、及び町の責務等を明らかにするとともに、中小企業者等の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業者等の振興を図り、もって地域社会の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者等以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）であって、町内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、農業協同組合その他の金融業を行う者であって、町内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。
- (7) 地場産業 中小企業者等が、町内において、技術、労働力、原材料な

どの経営資源をもとに特定の産物をつくり、発展してきた産業をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新に対する自主的な努力が促進されること。

(2) 中小企業者等自らが経済情勢の変化に適応し、多様で活力ある成長発展が図られること。

(3) 中小企業者等が地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等、町民生活の向上に不可欠な存在であるという認識の下に行なわれること。

(4) 国、県、町、中小企業者等、商工会、大企業者、金融機関、及び町民の協働により行われること。

(取組の基本方針)

第4条 前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業者等の振興に関する取組を実施するものとする。

(1) 中小企業者等の経営の安定及び革新を図ること。

(2) 中小企業者等の新たな事業活動及び市場開拓の促進を図ること。

(3) 中小企業者等の人材育成及び雇用の安定を図ること。

(4) 中小企業者等による地域資源の利活用の円滑化を図ること。

(5) 中小企業者等の資金調達の円滑化を図ること。

(6) 中小企業者等に関する情報の収集及び提供の円滑化を図ること。

(7) 中小企業者等相互間及び中小企業者等と関係機関との連携を図ること。

(8) 中小企業者等による魅力ある商業空間の創出を図ること。

(9) 中小企業における新たな技術の開発の推進及びサービスの創出を図る

こと。

(10) 中小企業者等の環境に配慮した企業経営の促進を図ること。

(11) 中小企業者等の多様な背景や視点を持つ人々が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。

(町の責務)

第5条 町は、中小企業者等の実態を把握した上で、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、この条例の目的を達成するために、財政上その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の確保に努めるものとする。

4 町は、中小企業者等の振興に資する産業集積につながる基盤の整備に努めるものとする。

5 町は、商工会と連携し合いながら取組の実施に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者等は、経営基盤の強化及び経営の革新に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、国、県、及び町が実施する中小企業者等の振興に関する取組を積極的に活用するよう努めるものとする。

(商工会の責務)

第7条 商工会は、中小企業者等の経営改善及び革新のための取組を積極的に

行うものとする。

- 2 商工会は、会員相互の関係強化を促すとともに、他の団体との連携を図るよう努めるものとする。
- 3 商工会は、国、県、町、金融機関と連携し合いながら取組の実施に努めるものとする。
- 4 商工会は、町が行う施策の実施に協力するものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、その成長発展に配慮するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者等に適した資金供給、経営相談、有用な情報の提供等の支援を行うことにより、中小企業者等の発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、地場産業の健全なる成長発展に寄与するよう努めるものとする。
- 3 金融機関は、町が行う施策の実施に協力するものとする。

(町民の理解及び協力)

第10条 町民は、中小企業者等の振興が地域経済の発展及び町民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 町民は、消費者として、町内において生産され、製造され、又は加工される物品及び町内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日の日から施行する。